

# 住まいと健康 フォーラムニュース

発行者：住まいと健康フォーラム事務局 第31号

〒108-8638 東京都港区白金台4-6-1 国立公衆衛生院 建築衛生学部 '00.10.6.

TEL 03-3441-7111 内277

FAX 03-3446-4723

## 2000年 住まいと健康フォーラム 総会・全国フォーラム 報告

2000年7月7日（金）に、住まいと健康フォーラムの総会及び全国フォーラムが開催されました。当日は約90名の、保健婦・環境衛生監視員・研究者らが集まりました。

### ★総会

まず、江東区保健所 澤井さんの司会で、総会を行いました。

板橋区保健所 富田さんより、1999年度の事業報告及び会計報告が行われ、続いて国立公衆衛生院 入江さんの監査報告があり、拍手で承認されました。

次に港区みなと保健所 五味さんより、組織会員の会費設定について提案説明され、同じく拍手で承認されました。

続いて板橋区保健所 富田さんより、2000年度の事業計画及び予算が提案され、拍手で承認されました。

### ★全国フォーラム

休憩後、品川区保健所 國弘さんの司会で、全国フォーラムを開会しました。

まず、事務局である国立公衆衛生院 松本さんより全国フォーラム開催のあいさつ及び「近代化が生み出す住まいと健康の危機」のテーマでお話をいただきました。

「明治時代は洋風化することが近代化でした。大正時代は個室を作る、機能的に部屋を配置する等のことが近代化でした。昭和に入って食寝分離、兄弟の性別による部屋の分離などが論じられ、終戦後、住宅公団の間取りの中で実現してきました。このころの公団住宅はダイニングキッチン、水洗の洋式トイレ、ベランダなど輝きをもった、近代化そのものの存在でした。昭和60年ごろから高气密・高断熱、省エネ、快適居住などが近代化の代名詞になりましたが、これらの利便性を求めたことが化学物質過敏症・アレルギー疾患などの弊害を生んでしまい、近代化が危険性と同居していることが指摘されました。

最近、中国や韓国の住宅を見て、関係者の話を聞く機会を得ました。そこで感じたことは中国が急速に変わりつつあることです。都心だけでなく田舎にも超高層住宅がどんどん増えています。ところが動きが急速なため、例えば8階建てでもエレベーターの無いものが多く、しかしその問題はほとんど語られていません。

また、超高層住宅に機械式駐車場がセットになっていますが、日本でも機械式駐車場はメンテナンス費用の面から、なかなか採算が合いません。お金を生むはずの駐車場にお金がかかってしまいます。

建物診断技術者によれば、超高層住宅はメンテナンスに費用がかかって、日本でも郊外では、とても維持できないという意見が多いようです。将来の維持管理はどうなるのでしょうか。

もう一つの問題は、超高層住宅ができると周囲の中低層住宅が二束三文文化してしまうことです。価格が急速に下落してしまうので、せっかく購入した住まいが老後保障にもならなくなっています。

急激な高層化の進行で、中低層住宅を使い捨てにするほどの影響が出ていますが、一方超高層住宅の管理にも様々な問題点があります。早い時期にスラム化することも考えられます。近代化のもつ危険性を見つめなおす必要があるのではないのでしょうか

## ★シンポジウム

この後、パネラー、コーディネーターの紹介があり、コーディネーターの国立公衆衛生院 鈴木さんの進行で「在宅ケアを支える住まい」のテーマでシンポジウムが行われました。最初に鈴木さんよりシンポジウムの趣旨説明がありました。

「在宅ケアという言葉は1980年代よりでてきましたが、この頃は家族の介護力が課題の中心でした。1990年代になって住まいの問題も議論され始めました。これは以前の老人福祉施設へのつながりの在宅ケアから、在宅を目指す在宅ケアに変わったからではないかと思います。

本日は介護保険施行も踏まえて、在宅ケアを支える住まいを、様々な視点から連携も含めて、点検してみたいと思います。」

次に、第1番目のパネラーとして、厚生省老人福祉局老人福祉振興課 石坂さんよりお話がありました。

「実は、建設省から出向で来ていまして専門は都市計画です。建設と福祉とは対極的なイメージと扱われることが多いようですが、本来は連携していくべきものと考えています。

介護保険法もなんとか動いていますが、かなり問題を抱えながらスタートしたことは間違いありません。問題があれば、絶えず直していくことが必要と考えています。

個々の事例の判断は、地域によって、またケースによってかなり違う側面を持っています。全国一律ということ自体が困難で、地域に応じて判断していただくことが必要だと思います。地方自治ですから、全国的に見て判断が多少ぶれるのもやむをえません。

介護保険の制度としては、サービスを受けるためには介護認定を受けることが必要です。受けられるサービスも介護度によって異なります。例えば老人保健施設等の施設サービスは、要支援では利用できず、要介護の判定が必要になります。

残念ながら介護保険のなかでは、ホームヘルプ等の人的サービスに比べると、住宅改修、福祉用具の提供は、認知度が低いと言えます。ケアプランにどう活用してもらえるかを、考えています。福祉用具のレンタルについては、介護度に応じた限度額の範囲で、他のサービスと組み合わせて利用してもらうこととなります。人的サービスとの折り合いが問題になります。福祉用具の購入は限度額が別なので、1年間10万円まで買うことができます。

住宅改修は、ごく簡単な改修が対象になっています。額は1回限り20万円ですので、大きな改修はできない額ですが、メニューに入ったことの意義はあると思います。

介護保険の制度に入って、住宅改修が広まる反面、質の悪い改修が行われる不安もあります。いままで各自治体が、専門家を巻き込んだ良質の住宅改修への支援に取り組んできた経過がありますが、今後誰でもがADLを考えない住宅改修を行う可能性もあり、不安があります。研修等も考えていきたいと思います。ケアプランを立てることで、福祉用具や住宅改修に知識をもったケアマネジャーの育成が必要です。

なお、高齢者の9割近くは自立の方であって、その方々の介護予防・生活支援の対策も必要です。その中に住宅改修指導サービスもあり、市町村が高齢者宅の住宅改修をアドバイスする事業に補助金をだす制度もやっています。」

次に、第2番目のパネラーとして、板橋区おとしより保健福祉センター保健婦 浅野さんよりお話をいただきました。

「板橋区は人口約50万人で、65歳以上の方は14～5%です。6月までの介護保険の申請者数は約8000人でした。介護保険前は基幹型支援センターとして、おとしより保健福祉センターがあり、その他11か所の在宅介護支援センター（委託）、5か所の保健福祉センター、3か所の福祉事務所が各々の役割で支援してきました。介護保険後は、ケアマネジャーがケアプランを立てて、そのプランに基づいて、サービスが提供されるように仕組みが変わりました。

4月の制度開始にあたり、今まで受けていたサービスを受けられない等の漏れがないよう、ケアマネジャーの方に多くの利用者を担当していただきました。また、ケアマネジャーは高齢者のケアについてよく知っている方、経験がない方と色々です。その他、介護福祉士等の様々な職種、立場の人間がいて、その人たちが新しい仕組みの中で懸命に取り組んでいるというの

が現状です。

次に住宅改修と福祉用具の給付についてですが、介護保険前は住宅改修の際、板橋区の理学療法士・作業療法士が全て家庭を訪問して、希望を聞いた上で、専門家の視点から住宅改修を助言していました。介護保険後は、住宅改修と福祉用具の給付も介護保険のメニューに入ったので、その役割はケアマネジャーに移りました。

同じく介護保険下のメニューのため、項目等が少なくなり、サービスが低下したということもあります。板橋区では独自に住宅改修と福祉用具の給付を支援しています。同様に介護保険で自立とされた方にも実情に合わせて、支援を続けています。

住宅改修が、ケアマネジャーの役割になったのですが、その経験や能力にも差があります。そこで区としてケアマネジャーの相談に、区の理学療法士・作業療法士が対応して住宅改修を支援しています。また区民からの直接の相談にも対応しています。

今後ケアマネジャーに望むこととしては、利用者の望むサービスを供給するだけでなく、そのサービスの質を上げること、ケアプランの質をあげることが望まれます。利用者の要望だけでなく、全体像を把握して、本当にいいプランを立てることが必要です。

次に、第3番目のパネラーとして、**横浜市中保健所 環境衛生監視員 遠藤さん**より、スライドを使って、お話をいただきました。

「居住環境が人の健康に与える影響が大きいこと、在宅ケアを居住環境の面から取り上げること等を目的に、自主研究会『快適な住まいを考える会』の活動を、環境衛生監視員と保健婦で行っています。内容としては事例研究から居住環境の問題について改善方法を検討しています。また、保健婦・環境衛生監視員各々が訪問時にもつべき着眼点も検討します。

保健婦からの劣悪な居住環境の事例提供の中で、住んでいる人がその問題点に気が付いていないことに驚きを感じました。クリーニング所併設の住居で、窓が無く、廃熱のため高温の居室で寝たきりになっている高齢者の例、痴呆の高齢者が1居室の中で寝食から排泄まで行われるため、ひどい臭気のなかで1日中暮らさなければならない例などがありました。

そこで実際に訪問調査を行い、環境衛生監視員として何ができるかを探るため、公衆衛生院の特別演習で、「在宅療養者の居住環境の整備に関する環境衛生監視員の役割」をテーマとして研究を行いました。保健婦が担当在宅療養者宅において、居住環境に問題がある事例を選んでもらい、同行訪問しました。

保健婦と環境衛生監視員の視点の違いとして、保健婦が指摘せず環境衛生監視員が指摘した項目は室内の衛生害虫・カビの発生、清掃不良、老朽化であり、具体的に指摘した項目は、通風・換気・温度・湿度でした。保健婦、環境衛生監視員がともに指摘した項目は整理整頓の必要性でした。

事例を自主研究会で検討したところ、実施可能な改善としては住まい方の工夫、床材の交換、物品の移動で改善が可能という指摘がありました。これらは実際に改善を実施しました。

環境衛生監視員の専門性として、居住環境のスペシャリストの役割があると考えられます。室内の衛生害虫・カビの発生、清掃不良などについては、環境衛生監視員による問題発見が可能です。通風・換気・温度・湿度についても、保健婦が感じた問題を、空気環境測定等によって、具体的な指摘に結びつけることができました。

保健婦と環境衛生監視員はそれぞれの役割があります。環境衛生監視員の役割は、居住環境の問題点を明確にし、改善案を提示することにあると考えます。しかし改善案を実現するには、日常生活を把握している保健婦と意見交換をすることが必要です。

また、環境衛生監視員が空気環境測定の結果を提示することから、保健婦の判断を支援する、本人・家族への居住環境改善への動機づけがしやすくなる、などの効果が見られました。

調査して分かったことは、事例を複数の環境衛生監視員・保健婦と検討することにより、現場では気づかなかった問題点を明らかにすることができること、図面があることによって生活の理解ができることなどがありました。また、建築技術者やホームヘルパー、訪問看護婦、ケアスワーカーなどがこのような事例検討に参加することも重要と考えます。

自主研究会『快適な住まいを考える会』への参加と公衆衛生院の特別演習をとおして、環境衛生監視員の枠を越えて、幅広い見方ができるようになったと感じています。」

このあとスライドを用いて、実際に訪問し、検討した事例を紹介いただきました。

### ★質疑応答

・厚生省の住宅改修への考え方と施工業者への研修の内容

「介護保険の中での住宅改修は、金額が少なく制限があります。実際やっと思ったという感じで、厚生省内でも住宅改修の重要性の認識は足りないのが現状です。金額を増やす、また対象の範囲を広げる必要はあると思いますが、厳しい状況です。自治体で住宅改修の効果に関する実績があれば活用したいと思います。施工業者への研修については住宅リフォーム紛争処理支援センターにおいて、研修を実施しています。また自治体でも行っているところもあります。研修では大工さんに改修に当たって、保健医療の方の意見を聞くように意識を持ってもらうことが必要だと思います。」(石坂さん)

「施行業者については、経験の蓄積が大きいと考えます。この1年でどのような改修をしたか、その結果を振り返ることができるような制度も必要だと思います。」(鈴木さん)

・ケアマネジャーがおとしより保健福祉センターに相談する件数、及び居住環境の衛生とのつながり

「ケアマネジャーからの相談は毎日何件もあります。また、相談で必要と思われるものは保健所や他の職種、機関につないで対応しています。」(浅野さん)

・介護保険施行後、実際の現場に民間の人間が入ったため、地域の問題を行政が把握しにくくなったのではないか

「一つの対応として、おとしより保健福祉センターに苦情相談室を設けています。また、サービス事業者等の連絡会も設けて、問題を把握する仕組みを作っています。」(浅野さん)

最後に、鈴木さんから、住宅改修がもたらすことによる利益を、生活の質を定量的に評価して明確に説明する必要があること、その際に ADL の視点だけでなく、生活環境の面からも考え、住宅の質を考え直すことが必要ではないかとの指摘を受けて、シンポジウムがしめくくられました。

まとめで、公衆衛生院の松本さんがあいさつをして、全国フォーラムを閉会しました。

その夜、目黒駅前懇親会を開催し、お互いの親睦を深めました。

## 事務局だより

全国フォーラムの資料が少し残っていますので、ご希望の方は以下までご連絡ください。

連絡先：東京都港区みなと保健所 生活衛生相談係 五味 武人

〒106-0032 港区六本木5-16-45 TEL03-3408-6146 FAX03-3585-4449

会費の振込用紙を送付します。会費納入にご協力ください。(年額2000円)

団体会員の対象の方には、別途お知らせします。

退会の意向の方は、名簿整理上、必ずご連絡ください。

なお昨年度会費未納で、本年中に会費を納入していただかない場合は、ニュースの送付を中止いたしますので、ご了承ください。

### 事務局

〒108-8638 東京都港区白金台4-6-1

国立公衆衛生院 建築衛生学部 住宅衛生室 松本 恭治 鈴木 晃

TEL 03-3441-7111 内277 FAX 03-3446-4723

★事務局不在のことが多いので、ご連絡はなるべくFAXをお願いします。